

令和7年第3回潟上市議会定例会会議録

○開 議 令和7年 9月11日 午前10:00

○散 会 午前11:49

○出席議員（16名）

1 番 菅原理恵子	3 番 藤原仁美	4 番 戸田俊樹
5 番 佐藤珠樹	7 番 堀井克見	8 番 藤原典男
9 番 中川光博	10 番 鈴木司	11 番 菅原秀雄
12 番 石井和人	13 番 西村武	14 番 鑑仁志
15 番 菅原龍太郎	16 番 伊勢潤	17 番 鈴木壮二
18 番 佐藤敏雄		

○欠席議員（1名）

6 番 澤井昭二郎

○説明のための出席者

市 長 鈴木雄大	副 市 長 鎌田雅人
教 育 長 吉原慎一	総 務 部 長 古仲淳
市民生活部長 菅生司	福祉保健部長兼福祉事務所長 伊藤佐和子
産業振興部長 古畑範行	建 設 部 長 佐々木渉
教 育 部 長 伊藤強	総 務 課 長 浅野幸一
危機管理監 櫻庭満久	企画政策課長 石井恵子
財 政 課 長 内田倫雄	税 務 課 長 佐々木修
市 民 課 長 齊藤栄子	社会福祉課長 宇瀬隆広
健康長寿課長 渋谷比奈子	子育て応援課長 金美妃
商工観光振興課長 鈴木和徳	上下水道課長 渋谷道彦
教育総務課長 菅原摂	教 育 監 佐々木達也
文化スポーツ課長 畠山ひとみ	

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 安田秀樹

議会事務局次長 澁谷睦子

令和 7 年第 3 回潟上市議会定例会日程表（第 3 号）

令和 7 年 9 月 1 1 日（3 日目）午前 1 0 時 0 0 分開議

会議並びに議事日程

日程第 1 一般質問

午前１０時００分 開議

○議長（佐藤敏雄） おはようございます。傍聴者の皆様、朝早くからご苦労さまです。

ただいまの出席議員は16名であります。

なお、6番澤井昭二郎議員から午前欠席の届け出がありましたのでご報告いたします。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

【日程第１ 一般質問】

○議長（佐藤敏雄） 日程第１、一般質問を行います。

一般質問については、１回目の質問は一括質問・一括答弁方式で行いますが、再質問からは項目ごとに一問一答方式により行います。

また、時間は答弁を含めて60分とし、質問の最初は質問席において、再質問からは自席にて行います。

なお、再質問は当局の答弁に対し内容を確認するために行うもので、当局答弁の内容に関連のない新たな質問を行うことはできませんので、よろしくお願いいたします。

本日の発言の順序は、5番佐藤珠樹議員、3番藤原仁美議員、8番藤原典男議員の順に行います。

5番佐藤珠樹議員の発言を許します。5番佐藤珠樹議員。

○5番（佐藤珠樹） おはようございます。5番佐藤珠樹でございます。

傍聴にお越しいただいた皆様、お疲れさまでございます。

今回、質問の機会をいただきましてありがとうございます。通告書に従い、大きく二つの点について質問させていただきます。

大きい一つ目は、「防災・情報発信」についてであります。

市民から、防災無線が聞こえにくい、家の中だと全く届かないという声をいただいています。ふだんは聞こえても、風向きや天候によって聞こえなくなることもあり、災害や緊急時の情報が十分に届いていないのが現状です。

現在、防災メールの仕組みはありますが、より幅広い市民に確実に情報を届けるために多様な方法を取るべきと考えます。

7月の視察研修で宮城県名取市に伺いましたが、防災ラジオを市民へ1,000円で提供しておりました。

また、市の公式LINEアカウントを活用することも有効ではないかと考えます。L

LINEであれば、防災情報に限らず多様な情報を受け取ることができ、仕事などで市外にいても情報を受け取ることができるため、市民の安心感と利便性は大きく高まります。また、市の後援イベントなどの情報を流すことも可能です。

市長自身がYouTubeやSNSで積極的に情報発信していく中で、公式LINEでイベント情報を流します。と広くアピールすれば、情報を求める市民や市外の方々の登録がさらに伸びるのではないのでしょうか。こうした仕組みは、防災対策だけでなく、イベント参加や地域の活性化にもつながると考えます。

そこでお伺いいたします。

1、防災無線が届かない課題に対し、公式LINEを活用した情報発信を検討するお考えはありますか。

2、市が後援しているイベント情報を市民や市外の方がわかりやすく入手できるよう、公式LINEで発信する仕組みを整えることはできないのでしょうか。

大きい二つ目は、観光資源についてであります。

観光資源は新しいものをつくるだけではなく、既にある自然・歴史・文化・食といった資源を磨き上げ、どう発信していくかが重要だと考えます。観光資源を生かしきれていないことが課題ではないのでしょうか。地域の資源を再評価し、磨き上げた観光資源は、外からの集客だけでなく、市民が誇りを持てる存在になってこそ、持続可能な魅力として根付いていくものだと思います。潟上市が他の市町村への通過点ではなく、目的地となり、滞在・消費してもらえよう取り組むことで、新たな雇用にもつながると考えます。

そこでお伺いいたします。

1、市として観光資源の磨き上げに当たり、どのような資源に注目しているのか。

2、市民が誇りを持てる資源づくりについてのお考えは。

3、それらを生かし、新しい雇用につながる具体策はあるか。

以上、壇上からの質問を終わります。当局からの誠意ある答弁をお願いいたします。

○議長（佐藤敏雄） 当局より答弁を求めます。古仲総務部長。

○総務部長（古仲淳） 5番佐藤珠樹議員の一般質問の一つ目「防災・情報発信」についてお答えいたします。

ご質問の1点目「防災無線が聞こえない課題に対し、公式LINEを活用した情報発信を検討する考えは」についてお答えいたします。

本市では、地域住民への災害情報伝達の主要な手段として防災行政無線を運用しており、災害時の円滑な情報伝達手段として維持管理に努めております。

防災無線を主要な情報伝達手段として活用している最大の理由は、海岸線を含め地域全体への周知が可能なことではありますが、ご質問にありますように、風や雨が強い場合や気密性の高い住宅では、聞こえにくいなどのデメリットもございます。

そのため、本市では、放送内容を確認できる無料のテレホンサービスを提供しており、毎月、市広報に電話番号を掲載して周知に努めております。

また、登録制の防災情報メールのほか、ＬＩＮＥなどのＳＮＳを活用した情報発信も行っておりますが、それぞれのサービスで職員による個別の発信作業が必要となっております。

現在、防災行政無線の機能強化策として、放送内容を防災情報メールやＬＩＮＥ等へ自動で配信が可能となる改修工事を実施しており、完成後は放送内容を防災情報メールやＬＩＮＥ等へ一斉に配信することが可能となります。より多くの市民に、確実に情報を届けるために、今後も各種サービスの周知と登録の働きかけをしてまいります。

ご質問の２点目「市が後援しているイベント情報を市民や市外の方がわかりやすく入手できるよう、公式ＬＩＮＥ等で発信する仕組みを作る考え」についてお答えいたします。

本市の公式ＬＩＮＥは、令和元年８月１日にサービスを開始し、潟上市公式ＳＮＳ運用ポリシー等の規定に基づき、市政情報やイベント、災害等の様々な情報を発信しており、イベント情報の配信基準は、市の後援や補助を受けて実施する規模以上のものとしております。

また、情報発信につきましては、ＬＩＮＥのほかにもYouTube及びX、また、今年度からはFacebook及びInstagramの運用を開始し、近年の情報収集ツールの多様化に対応した発信に努めているところでございます。

議員ご指摘のとおり、公式ＬＩＮＥ等での情報発信は、市民の安心感と利便性の向上に大きく寄与し、ひいては地域の活性化につながるものと考えていることから、引き続きわかりやすい情報発信に努めてまいります。

○議長（佐藤敏雄） 古畑産業振興部長。

○産業振興部長（古畑範行） ５番佐藤珠樹議員の一般質問の二つ目「観光資源」についてお答えいたします。

観光資源につきましては、一般的に歴史的な史跡や自然景観、祭りなどの文化・季節的行事や食など、観光客が訪れる契機となる魅力的な要素があるものとされております。

本市においては、出戸浜海水浴場や二つの道の駅、観光農園などの景観や体験施設、天王グリーンランドまつりをはじめとする夏の三大まつりなどのイベント、東湖八坂神社例大祭や石川翁資料館などの文化行事・施設、地場産品である日本酒や佃煮が主な観光資源であるものと認識しております。

ご質問の１点目「市として観光資源の磨き上げにあたり、どのような資源に注目しているのか」にお答えいたします。

現在、市では潟上市観光活性化推進事業補助金として二つの道の駅及びブルーホールを観光の拠点と位置付け、そこでのイベント開催経費や出戸浜海水浴場の開設に対する補助を行っているほか、観光協会を通じてイベントの開催に対する補助を行っており、市の観光施設に加え、民間事業者の取組に対しても支援を行っております。引き続き、こうした取組を通じて市の魅力の発信に努めてまいります。

ご質問の２点目「市民が誇りを持てる資源づくりについてのお考えは」についてお答えいたします。

市民が市や市の観光資源に誇りを持てるようにするには、市民一人一人が地域についてよりよく知り、愛着や興味・関心を持つことが重要であると認識しております。そのため、現在取り組んでいる「まるごと！かたがみ情報局」によるYouTube動画配信等を通じて、まずは地域についての理解を深めていただきながら、将来に向けて市民一人一人が誇りを持てるような機運の醸成に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の３点目「それらをいかし新しい雇用につながる具体策はあるか」についてお答えいたします。

現時点で即効性のある具体策はありませんが、市の魅力発信による認知度向上や移住・定住を促進することで、市外からの新たな視点や知見がもたらされ、地域の活性化が図られるものと考えております。

また、事業者の新たな取組や雇用創出を支援する中小企業等稼げる力創出事業を通じて、観光資源等を活用した取組を支援することにより、新たな雇用創出につなげていくことも可能であると考えております。

○議長（佐藤敏雄） ５番佐藤珠樹議員、再質問ありますか。５番佐藤珠樹議員。

○５番（佐藤珠樹） L I N E のほうですが、先日の大雨の際に避難所閉鎖のお知らせは

LINEでは流れてきたんですが、肝心の防災メールでは流れておりませんでした。多様な方法をとるのは大変かと思いますが、特に防災に関しては、市民の安全を守るという観点からも努力をお願いしたいところであったんですが、先ほどの答弁で、今、整備を進めているということでしたので、是非よろしくお願いします。

あと、LINEの登録者数も今朝確認した段階で3,000人ほどでしたので、まだまだ伸ばせる余地があります。登録者数を増やす工夫を是非していただきたいと思います。

観光についてですが、二つの道の駅とブルーホールということでしたが、情報の発信に当たって、誰に向けて伝えていこうと思っているのか、ターゲットをどのように設定しているのか、併せてそのターゲットに効果的に届くように、どのような周知方法を検討されているか教えていただきたいです。

○議長（佐藤敏雄） 古畑産業振興部長。

○産業振興部長（古畑範行） ただいまのご質問についてお答えいたします。

まず、ターゲットについてですけれども、答弁の中にもお話ししましたけれども、ちょっとアプローチとして二つやっぱあると思ってまして、一つはやはり市民の皆さんによく知っていただくこと、もう一つはやはり市外、県外の方、こういったところにも広く発信していくこと、この二つをそれぞれ並行してやっていかないといけないと考えております。

それで、手法としましては、これも答弁の中でも言いましたけれども、単なるパンフレットを配ったりとかということではなくて、YouTubeなんかも活用しながら発信していくんですけれども、いろんな我々県外に出向いて移住フェアだとかアピールする機会がありますので、そういうのも活用しながら積極的に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（佐藤敏雄） 5番佐藤議員、よろしいですか。質問はないですか。

○5番（佐藤珠樹） はい。

○議長（佐藤敏雄） これをもって5番佐藤珠樹議員の質問を終わります。

次に、3番藤原仁美議員の発言を許します。3番藤原仁美議員。

○3番（藤原仁美） おはようございます。

傍聴、大変お疲れさまでございます。

本定例会におきまして質問の機会を与えていただき、ありがとうございます。通告書に従い、大きく3点ですが、当局の考えを伺いたいというところで質問させていただき

ます。

まずはじめに大きく 1 点目、合併20周年、潟上に一体感を。

平成の大合併は1999年から2006年にかけて、行政の広域化による自治体の財政基盤強化と行政サービスの維持・向上を図るために政府主導で行われ、本市も旧 3 町が合併し20年前に潟上市が誕生しました。20年の歳月を経て、市民には潟上市という一体感が生まれているの难道うかと考えます。合併後生まれた子どもや若者にとっては、違和感なく潟上市民という意識が持てているはずですが、果たして大人は、と考えるとまだ隔たりを感じる人が多い印象を持ちます。

合併前から存在するあらゆる市民活動団体や、合併を機に立ち上げた団体も、旧 3 町で支部に分かれていることが多く、高齢化や人口減少が進む現在では、役員のなり手が不足し、活動に困難を来している状況です。婦人会の天王支部が解散となってしまったことも記憶に新しいところです。

また、本市の代表的なイベントに三大まつりと称される鷺舞まつり、八郎まつり、天王グリーンランドまつりが挙げられますが、それぞれ飯田川地区、昭和地区、天王地区と、旧 3 町を起点とした夏祭りとして継続されているものの、担い手の確保に苦勞していることから、市の職員の負担も増えているように見えます。

市の芸術文化協会では、これまで旧 3 町が支部となり、輪番で会長を務めてきましたが、事務局の負担が大きく、立ち行かないとのことから、解散の危機を迎えていました。解散となれば、広域化の利点である行財政の効率化が逆戻りし、市民の一体感どころかばらばらになってしまいます。旧 3 町意識がますます強くなっては前に進めないと話合いを重ね、何とか一本化へ向かう方向性を見出し、意見をまとめることができました。

合併以来様々な場面で旧 3 町のバランスを重視してきたことは理解できますが、20年経過した今、本市の現状を見ると、その考えを見直すべきです。

以前、考える力の向上について中学校区を核としてはどうかと一般質問をしましたが、まちづくり全般においても中学校区が核になり得ると考えます。羽城地区、追分地区、天王地区の三つのエリアを起点とし、市政30周年に向け、市民がベクトルをそろえられるような働きかけも必要です。これまで、イベントやお祭り、市民活動など様々な団体活動に参加する市民から、地元意識を強く持っていることが伝わり、生まれ育った地域を守り歴史をつなげたいという思いを感じていますが、合併後生まれた歴史もまた、私たち市民のアイデンティティを形成する要素につながるはずです。

これからの潟上市には、過去の歴史や旧町の伝統を大切にしつつも、新しい価値観や柔軟な発想を受け入れる姿勢が求められます。旧3町の垣根を越えて交流できるイベントやプロジェクトを積極的に展開し、市民一人一人が潟上の顔として活躍できる場を設けていくことが重要です。

また、若い世代が気軽に地域活動に参加できる仕組みや、異なる世代が互いに学び合い刺激し合えるようなネットワーク作りについては、設置2年目のZ世代活躍課の役割にも期待したいところです。

20年の経過にさらなる新しい風を入れることで、潟上市のアイデンティティがより豊かに、そして強固に育まれるはずと考えます。今後さらに歴史をつないでいくためには、市民が一体感を持てるための仕掛けが必要です。一体感は、どのように醸成していくのか、市の取組はどのように考えるのか、当局の考えを伺います。

次に、こどもまんなか社会の実現について。

6月定例会で、こどもまんなか社会について触れさせていただき、0歳から18歳まで切れ目のない支援について、どのように取り組むのか伺いました。

改めて、こどもまんなか社会をどのように実現させるのか、子どもたちが平等で公平な教育環境を得られるような取組を、どのように考えているのか質問します。

現在、取組の一つである子育て支援センターかたるんの情報は盛んに目にしますが、やはり就学前のお子さんや保護者へ向けた事業に偏っているのではないかと感じます。

前回の質問でも触れましたが、小・中学生を中心に10代の子どもの居場所について、どのように考えているのか。児童館施設に遠い地区に住む子どもたちの遊び場の確保、学校に行けずにいる子どもたち（いわゆる不登校児童・生徒）の居場所、それらを支える保護者に対する支援など、本市の子どもたちを取り巻く環境が平等で公平と言えるのか疑問に思います。

また、少子化が進む中、以前から地域全体で子どもを育てることが必要だと伝えられていますが、なかなか理想どおりに進んでいないのも事実です。行政、学校をはじめ、家庭児童相談員、民生児童委員など、関係機関の連携はもちろんですが、より子どもに身近で、地域で活動する民間団体なども含めた連携を強固にすべきではないでしょうか。声を出せずにいる子どもや保護者を支援につなげるためには、様々な角度から子どもを見守る地域の目が必要です。こども計画策定に向けた意識調査を実施するとされていますが、この瞬間も潜在的な支援対象者がいるかもしれません。

子どもを真ん中に据えた政策が注目され、子ども一人一人が幸せな生活を送ることができる社会を創るため、本市も本気で取り組まねばなりません。誰一人とりこぼさないために、今を生きる子どもたちの育ちの環境を、どのように整えるのか、当局の考えを伺います。

最後に、「熟議」のまち潟上について。あえて、かぎ括弧をつけさせていただきます。

議員として初めて一般質問で考える力に触れ、「熟議」の推進について当局の考えを伺いました。熟慮と討議を重ねる熟議の考え方は、考える力に通じる部分があり、市民が当事者意識を持って行動することで、魅力あるまちづくりにつながると答弁があり、考える力は行政に限らず市民も協働で向上させる必要があることを共通の理解と認識しました。その後、考える力の向上については、どのように取り組まれているのでしょうか。

先頃、県の教育機関である生涯学習センターの講座を受講し、改めて「熟議」の必要性を感じました。センターが進める「熟議」は、5年間にわたる実践を通して形作られたとされ、地域のいろいろな役割、立場の人たちが集まり、自由な議論を通して方向性を共有したり、課題解決に向けた政策を見つけるための研修に用いられています。特にコミュニティ・スクール推進のために有効とされ、私自身、何度も参加し、その効果を実感していることから、実際に「熟議」を企画して幅広い市民の参加が得られたこともあります。

先日の講座には、他県の行政職員や教育関係者も参加しており、センターの手法である「熟議」は、秋田県内にとどまらず他県からも関心を寄せられていることがうかがえました。

現在、「熟議」は、コミュニティ・スクールにおける話し合いや地域学校協働活動の担い手の交流と対話、まちづくりに係る自治会等での話し合いなどで活用されているようですが、まちづくりを自分事として捉えてもらうためにも、多くの市民に体験してもらう機会をつくる必要があります。また、教育現場では、世代の違う人との交流を図れるよう取り組むことも大切だと考えます。

様々な課題に個人がどう向き合い、行動に移せるか考えるための「熟議」は、必ずしも結論を求められないのが特徴です。もちろん課題解決のためには、しっかりと結論までたどり着かなければならないこともありますが、参加者一人一人の意識向上につながり、ヒントを得て行動に移すことができれば、個人の成長が地域へともたらす効果は大きいはずです。そんな体験を子どもの頃から重ねることで、社会への参画意識が育まれ、

大人になってからも社会参画が当たり前と考えられるようになるのではないかと思います。

地域の教育力を高めるためには、学校だけではなく、家庭や地域社会、行政が一体となって環境を整えることが不可欠で、多様な価値観や課題が複雑に絡み合う中、子どもたちが主体的に学び、互いに考えを交わす経験が、より一層求められています。ワークショップや子ども若者会議、市民会議など、世代や立場を超えて意見交換できる場を増やし、「熟議」を開催することで自発的な学びや地域づくりの土壌が育まれるのだと思います。市全体での「熟議」を推進し、考える力ナンバーワンの「熟議」のまち潟上を目指すことについて、当局の見解を伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。答弁よろしくお願いします。

○議長（佐藤敏雄） 当局より答弁を求めます。古仲総務部長。

○総務部長（古仲淳） 3番藤原仁美議員の一般質問の一つ目「合併20周年、潟上市に一体感を」についてお答えいたします。

ご質問の1点目の「これまで旧3町で考えていたことを、中学校区を起点にしては」と、2点目の「30周年に向け市民がベクトルをそろえられるための働きかけは」、3点目の「旧3町の垣根を越えて交流できるイベントやプロジェクトの展開は」については、関連がありますので、併せてお答えいたします。

潟上市の誕生に際し、平成16年7月に法定協議会の天王町・昭和町・飯田川町合併協議会において新市建設計画を策定しております。この新市建設計画は、合併後の新市の運営を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、平成15年8月に策定した新市将来構想において描いた将来像とまちづくりの基本目標を着実に推進していくための主要施策等を取りまとめたものであり、二度の期間延長の議決を経て、令和4年3月までを計画期間としております。

この新市建設計画に基づき、合併後の平成18年度には、まちづくりにおける最上位計画となる潟上市総合発展計画を策定し、前期基本計画では、まちづくりの主要課題に、潟上市としての一体性を高めることとともに市民の「心の合併」を掲げ、その推進に注力してまいりました。

その後の後期基本計画では、「心の合併」の推進から今後は一人一人が潟上市民であることを誇れるまちづくりを展開していくことと表現を改め、平成28年に策定しました現行の第2次総合計画では、長期ビジョンに掲げる市の将来像「みんなで創るしあわせ

実感都市潟上～文化の風薫る笑顔あふれるまち～」の実現に向け、さらに一歩進んだ形で、潟上市の一体感の醸成を図りながら各種施策の推進や事業を実施しております。

また、新市建設計画に盛り込んだ、新市まちづくり重点プロジェクトに基づく事業には、合併特例債を有効活用した公共施設や幹線道路、生活道路の整備、基金を活用したソフト事業などを計画的に実施し、潟上市としての一体感の醸成と旧3町の均衡ある発展に努めてまいりました。

一方、合併以降の20年間に於いて本市を取り巻く環境は大きく変化しております。令和3年には過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、昭和地区と飯田川地区が過疎指定を受けたほか、人口は合併直後のピーク時から約13パーセント減少しているものの、令和2年から令和6年までの直近5年間は継続して転入者数が転出者数を上回る社会増を実現するなど、多方面において大きく変化しております。

こうした状況下、令和6年度に実施した市民意識調査では、市への愛着を感じている人は66.8パーセント、居住地区別で見ましても天王地区、昭和地区、飯田川地区いずれにおいても6割を超えており、市への愛着度の高さがうかがえる結果となっております。また、今後の定住意向では、実に7割を超える方が今後も潟上市に住み続けたいと回答しており、定住志向も高いものがあります。

議員のご指摘にあります、何らかの隔たりを感じる方がいる可能性は否定できないものの、本アンケート結果は真に、これまでの20年間、潟上市が取り組んできたイベントやプロジェクトを含む各種施策、事業が心の隔たりを解消し、潟上市としての一体感の醸成に寄与した成果と考えております。

今後もこれまでと同様に、旧町や中学校区といった枠組みにとらわれず、潟上市として一体的に取り組を進めながらも地域の歴史や文化に配慮するとともに、地域に寄り添いながら必要な施策、事業を推進することで、潟上市民としてのアイデンティティの確立やさらなる一体感の醸成に努めてまいります。

加えて、合併30年にとどまらず、潟上市の将来を見据え、世代を超えた多くの市民が暮らしたい、暮らして良かったと感じ、市への愛着心を抱けるような魅力あるまち、「進化する潟上」の実現を目指して、各種施策や事業の推進に努めてまいります。

○議長（佐藤敏雄） 伊藤福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子） 3番藤原仁美議員の一般質問の二つ目「こどもまんなか社会の実現」についてお答えいたします。

ご質問の1点目「小・中学生を中心に10代の子どもの居場所は」についてお答えいたします。

現在、市内の小・中学校においては、不登校傾向にある児童・生徒の要望に応じて、保健室登校や放課後登校へ柔軟に対応したり、教育支援センター「中央さわやか教室」での受入体制を整えたりするなど、子どもたちの学びの機会や場の充実に努めております。

また、各校では、授業やその他教育活動において、地域住民との交流の機会を積極的に設けるなど、多くの目で児童・生徒を見守り育てる機会を確保しており、今後も、学校・家庭・地域・関係機関の連携を図りながら、子どもたちの居場所づくり、健全育成に努めてまいります。

国が策定したこどもの居場所づくりに関する指針では、子どもの居場所は、ある子どもにとっては居場所だと感じる場や対象が、ほかの子どもの居場所になるとは限らず、個人的で変化しやすいものであり、目的によって性質が変化し得るものであることから、子ども・若者の声を聞きながら居場所づくりを進めることが重要であると示されております。

児童館や図書館、市民センターのような各地域で既に居場所となっている施設及び取組などを含め、子ども・若者が過ごす場所や時間、人との関係性全てが居場所になり得ると考え、おのおのが考える居場所について当事者の声を参考にしていくため、現在、こども計画策定に係るアンケート調査を集計しているところであります。

子ども・若者が必要とする居場所づくりに関し、既存の地域資源を活用していくことや新たに居場所づくりを始めたい民間団体等と連携しつつ取り組んでいくことなど、先進地や周辺市町村を参考に、全庁的に調査・研究してまいります。

ご質問の2点目「誰一人取りこぼさないために潜在的な支援対象者についての支援は」についてお答えいたします。

こども家庭センターでは、家族や自分のことなど悩みを抱えている子どもが相談できるよう、市ホームページ内に、こども相談窓口やヤングケアラーに関する相談窓口を周知しております。

今年度は、市内就学前施設の職員を対象とした虐待予防の知識の修得及び関係機関相互の連携を図るための実践力向上とスキルアップを目的に、こども関係機関ネットワーク研修会を開催し、28名が参加しております。

今後も、子どもに関わる関係機関や民生児童委員などと連携し、子どものサインを見逃すことなく支援が届くよう、支援体制の構築と連携体制の強化に努めてまいります。

○議長（佐藤敏雄） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤強） 3番藤原仁美議員の一般質問の三つ目「「熟議」のまち潟上」についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、熟議は、課題を共有し、課題の本質に迫る対話ができる場として様々な場面で活用されており、市内の小・中学校においては、日常の授業の中でペア学習やグループ学習による話し合いの形態を取り入れ、互いの考えを交わしたり比較したりする活動を通し、自分の考えを深めたり発表やまとめに生かしたりしております。

また、保護者や関係機関・団体、地域住民の協力を得ながら、授業や日常の教育活動で、児童・生徒の多世代による交流の機会を積極的に取り入れており、コミュニティ・スクールの取組として、「熟議」を開催している学校もあります。

今後も、児童・生徒が世代を越えた多様な考えに触れることで、自らの思考を広げ、将来積極的に地域づくりに参画できる人材となれるよう、考える力を鍛える取組を進めてまいります。

○議長（佐藤敏雄） 3番藤原仁美議員、再質問ありますか。3番藤原仁美議員。

○3番（藤原仁美） 答弁ありがとうございます。

まずは1点目の合併20周年、潟上市に一体感をというところで部長から答弁いただきました。丁寧な説明等、わかりやすくありがとうございます。そして、令和6年の調査によって7割弱の皆さんが愛着を持っていて、定住したいというそういう考えを持っているというところでは、それは希望があるなというふうに感じました。ただ、残念ながらやはり一定数、隔たりを感じている方たちもいるのは確かなところで、私が触れているところでは、どうもやはりいろんな活動をされている団体の組織が高齢化してしまったがために、運営が立ち行かなくなるとか、そういう悩みを持っている団体がもしかして多いのかなというふうに感じているところです。

いろんな団体のその組織運営に関して一体感をつくるために、今まで旧3町で支部化がされていたものを、ちょっと再編するとかそういう手立て、支援というのは考えられないのでしょうか。

○議長（佐藤敏雄） 古仲総務部長。

○総務部長（古仲淳） ただいまの質問にお答えいたします。

様々、昨日の一般質問でもそのような答弁をしておりますけれども、市内にそういった旧町単位、あるいはそういった支部で運営している団体がまだあるのは承知してございます。そういったものにつきましては、市の直営の団体というかそういうのではなくて、任意団体であったりそういったものでございますので、それぞれの特性に応じた活動を今までも行っていておきまして、それぞれが抱える悩み、そういったものも複雑多岐にわたっていると思います。

市としましては、そういった団体の活動が困難になる、それから、統合であったり一本化したいと、そういった希望なりございましたら、それは市の担当部署がございまして、そういったところが積極的に関与して、そういった相談には乗っていきたいと思っております。

○議長（佐藤敏雄） 3 番藤原仁美議員。

○3 番（藤原仁美） ありがとうございます。私としてもそうですね、関わる団体の方たちとか、そういう悩みを聞いたときに、是非市に相談してみてもどうかというふうにお伝えしたいと思います。ありがとうございます。

次に、こどもまんなか社会の実現についてですが、先ほど答弁にありました居場所については、いずれ市民センターだったり確保されているという、使われているという答弁がありました。

前回の質問でも本文のほうに触れさせていただいているんですが、例えば東湖小学校の廃校になった跡地は遊具が遊べない状況であり、事情を考えるともちろんそれは理解できるんですが、いずれ地域によっては遊び場がない、遊具がないという場所もあります。アンケート調査について私も目にしたところ、遊び場がほしいという若い保護者からの回答があったと記憶しています。その辺について今後どのように考えているかお聞かせください。

○議長（佐藤敏雄） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤強） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほどの答弁で、現在、アンケート調査を集計しているところであるということを申し上げております。各地域で既に居場所となっている場所、遊び場を含めてそういう施設及び取組を含めて、子どもや若者が過ごす場所や時間、人との関係性、全てが居場所となる場所をこれからも総合的に調査・研究してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤敏雄） 3 番藤原仁美議員。

○3 番（藤原仁美） ありがとうございます。調査・研究している間に、そのときの子どもたちってどんどん成長してしまうので、その子たちについては、じゃあ遊べなかったなど。以前、コロナ禍のときに体験が全くできなかった世代が、今、大人になっていますが、その子たちが、ああいう時期があったなという、もちろんそれはしょうがないんですが、今、今生きている子どもたちにとって体験の場を与えるとか、どういう環境を整えるかというところについては、できれば早いうちに、調査・研究よりも早いうちに何かしら手立てを考えてほしいなと思うんですが、その辺はいかがお考えでしょうか。

○議長（佐藤敏雄） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤強） ただいまのご質問にお答えいたします。

遊び場や居場所、それぞれの世代、それぞれの時代によってやはり違うと思います。その時代に合わせた環境を整備していく、調査していくというのは非常に大事だと思いますので、即座にこの場所にここが必要だ、こういう場所が必要だというので今年建てれる、来年建てれるというものにはいかないと思いますが、計画に基づいて行っていきたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤敏雄） 3 番藤原仁美議員。

○3 番（藤原仁美） ありがとうございます。こどもまんなか社会の実現について、本文の中で、あえて平等で公平な教育環境をと表現させていただいたのは、教育が学校教育、家庭教育、社会教育全般につながるというところ、切れ目なくというところでは、教育分野で大きい関わり、大きく関係してくることがあるなど感じての、あえて教育環境という表現させていただきました。学校教育の面、社会教育の面、教育委員会としては、子どもを真ん中に、潟上市の子どもを真ん中に据えた社会の実現を、どのように捉えているか今一度ちょっとお答えいただいてもよろしいでしょうか。

○議長（佐藤敏雄） 吉原教育長。

○教育長（吉原慎一） ただいまのご質問にお答えします。

教育が平等に公平にということ、非常に大事なことでありまして、これは全国で全ての学校、どのような地域であっても同様な一定水準の水準を保った教育がなされなければいけない、これについては学習指導要領等でその基準がしっかりと示されております。また、本市においても県の教育の指針、それから市の教育の指針に基づいて、育てるべ

き子どもの像というものははっきりと明示をしております、各学校はその目標の達成のために取り組んでいるところであります。

そのこどもまんなか社会を、どう学校で実現をしていくかということでもありますけれども、各学校において、その子どもたちが、正に自分の居場所がつけられて、そして自己有用感、あるいは自己肯定感を感じられて、そして正にその学校に行くのが楽しいと、学校が好きであると、友だちが好きであると、そういうことが言えるようなそういう教育環境を是非つくっていききたいと、そのために各学校は日々努力をしているということでございます。これからもそのような学校環境をつくっていきけるような努力を継続していききたいと考えております。

以上であります。

○議長（佐藤敏雄） 3 番藤原仁美議員。

○3 番（藤原仁美） ありがとうございます。最初にあった潟上に一体感をというところで、一人一人が輝く、一人一人が誇りを持って考えたときに、子どもたちが一人一人充実した教育を受けて、学びの体験を経験した上で、みんなが潟上の子として成長してくれる中で誇りを持ってくれるようになってくれるといいなと、すいません、回りくどいんですが、自分の居場所をそれぞれがつけられるような、そんな学びの環境を整えてほしいと感じます。今後とも各学校に対しての指導は、たぶん教育委員会ということになろうかと思えます。指導なり、助言なり、よろしくお願いしたいと思えます。

最後に、「熟議」についてですが、先ほど熟議に関しては、手法をどのように取り入れていくかというところで、小・中学校、日常のグループ学習には、もう既に取り入れられているというお話がありました。それは私も知るところですが、小・中学校、授業の中、学校の中で体験したとして、その子どもたちは既にトレーニングされている状況を、大人たちも一緒に、多世代一緒に触れる機会、話し合う機会が設けられるといいなというふうには感じています。中学校の中では、地域の方も含めた熟議の開催をされている学校もあると存じておりますが、全体的に進めるような方向性はないでしょうか。

○議長（佐藤敏雄） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤強） ただいまのご質問にお答えいたします。

考える力の向上には、熟議は有効な手段であり、また、市民が当事者意識を持って行動することで魅力あるまちづくりにつながると考えております。市のまちづくりや地域づくりに熟議を生かすための研修や学ぶ機会については、まだ調査と研究が必要と考え

ております。

以上です。

○議長（佐藤敏雄） 3 番藤原仁美議員。

○3 番（藤原仁美） ありがとうございます。調査・研究は実に大事なと考えております。

県教育委員会だったり生涯学習センターで研修されているいろいろ講座があるのはもちろんご存じのことと思いますが、いろんな講座に出向いていくと各市町村の行政職員だったり教育機関の方だったり参加しておられます。残念ながら、なかなか潟上の職員の方、先生方っていうのは、ちょっと参加率が低いなと感じるんですが、その辺については、もちろん周知されていることとは思いますが、もうちょっと進めていくという考えはないでしょうか。

○議長（佐藤敏雄） 吉原教育長。

○教育長（吉原慎一） ただいまのご質問にお答えいたします。

なかなか教育委員会として様々な研修の機会に出向くということは、もてないわけですが、学校の教員等への文書での案内等はしているわけで、先生方はそれぞれの関心に従いながら研修には出かけているものと認識をしております。

また、教育委員会としましては、毎年ではありませんけれども、今年からは隔年で学校運営協議会の全体会を主催をして、その場で教員も入りながら地域の方々と熟議をして議論を深めております。できるだけ、そのような機会を持ちながら、学校現場にも、あるいは職員にも熟議に参加してもらえよう機会をつくっていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（佐藤敏雄） 3 番藤原仁美議員。

○3 番（藤原仁美） ありがとうございました。熟議という手法が結論を求めず、それぞれが課題解決に向けた意識の向上につながるというお話をさせていただいたつもりですが、その熟議でかなう話しやすい雰囲気をつくれることができるのか、あとは課題解決に向けて、どんなことがあるというのを周知につながったり、知る機会、話し合う機会につながるということで、以前の質問をさせていただいたときに、総務部長のほうから熟議については、そういうワークショップについては、以前も取り入れたことがあるというお答えをいただき、私自身も参加した記憶があります。市長部局にいたっても、パ

ブリックコメントを集めるといっても、なかなか意見が集まらないという状況もございます。是非、熟議という手法を取り入れて、多くの市民、若者、子ども、高齢者、多世代から意見を聴取するような機会を定期的に取り入れるという考えはないでしょうか。

○議長（佐藤敏雄） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 藤原議員の再質問にお答えさせていただきたいと思います。

熟議につきましては、基本的に住民自治の在り方であるとか、潟上市の基本条例に基づく理念であるとか、そういった場面において、市民の皆さんの考える力の醸成については非常に私自身も有効な手立てだと思っております。そうした形で様々な議論等重ねる上で、やはり市政、施策に反映させていくためには、やはり一定の合意形成を図りながら進めていく必要がありますので、そうしたまちづくりについて様々な考え方を持った方々が、またそのフェーズ、一段階上の段階で審議会等ございますので、そういったメンバーに参加する中でまちづくりを、合意形成をしっかりと進めながら進めていくことが行政を進めていく上では必要だと思っております。

そういった意味からしまして、基本的に一般の住民の方々が様々なまちづくりであるとか地域課題、そして今後の団体の在り方だとか、そうした様々なその関心事に関して熟慮、または討議を重ねると、そういった場面の手法として、繰り返しになりますけれども、有効だと考えております。ですので、またそのまちづくりについては、そういった住民の参加もありますけれども、住民の代表である市議会の皆様、こういった方々と、やはり行政というものは合意形成を図りながら進めていくのが一義的には必要ではないかと私自身考えている次第でございます。

○議長（佐藤敏雄） 3番藤原仁美議員。

○3番（藤原仁美） 大変ありがとうございました。前回も熟議については、いろいろとお話をさせていただきました。話す機会、意外と高齢の方たちも若い人と話すことで、自分が気づかなかったことに気づけたとか、あとはお話ができる、意見を聞けるというところに、とても効果があるなと感じております。これはいろんな部局において使える手法だと思うので、是非今後、潟上市としては使っていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤敏雄） これをもちまして3番藤原仁美議員の質問を終わります。

皆様へお諮りします。お昼12時まで約1時間ほどですが、休憩を挟んで一般質問を続けたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄） それでは、11時10分まで暫時休憩をします。

午前 1 1 時 0 1 分 休憩

.....

午前 1 1 時 1 0 分 再開

○議長（佐藤敏雄） 休憩前に引き続き会議を再開します。

8 番藤原典男議員の発言を許します。8 番藤原典男議員。

○8 番（藤原典男） おはようございます。日本共産党の藤原典男でございます。

傍聴に駆けつけた市民の皆さん、どうもありがとうございます。

9 月議会を準備されました市長はじめ職員の皆さん、本当にご苦労さまです。

県内では集中豪雨がありまして、二度三度災害に遭っている世帯、田畑もありますけれども、早い時期の復旧と、それからお見舞いを申し上げたいと思います。

私は通告に従いまして、一つ目は旧二田地区浄水場の跡地利用について、二つ目は高齢者や障がい者宅にエアコン購入の補助について、三つ目は国民健康保険と医療費・保険税について伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず一つ目、旧二田地区浄水場の跡地利用について。

旧二田地区浄水場は、新規の児玉浄水場の完成により役目が終わり、長年の運用が終了となりました。いずれ解体しなければと思います。

天王小学校の保護者の方から、この跡地を駐車場にしていだけないものかという要望が出ております。旧二田地区浄水場の設備の解体は、地上部分だけ解体し、駐車場にすることは、費用も安く済むと思いますが、この跡地を民間に払い下げ、住宅地として土地を買っていただくとなると、地下部分の解体も含め解体・整備費用が大きく膨らむと思います。もう既にそのことについては、概算での計算は終わっていると思いますが、どうでしょうか。

私は決して広いとは思わない天王小学校の駐車場の確保のために、旧二田地区浄水場の跡地を整備したほうが予算的にも、保護者の方のニーズに応えるためにも、最適なことと思われませんが、当局のご所見を伺うものです。

この跡地は、現在、市の所有ながら水道局の財産になっていると思いますが、仮に小学校の駐車場にした場合は教育委員会の財産管理となると思いますが、どうでしょうか。その際の財産移動は議会の議決が必要となるのか、その手続が必要だとすれば、時間が

かかるものなのかも知りたいと思います。駐車場にすれば、保護者にとっても、学校にとっても、利便性が増すと思われます。その方向に進めていくべきではないでしょうか。費用などを含め、今後の対応を伺いたいと思います。

二つ目、高齢者・障がい者宅にエアコン購入の補助について。

今年の夏の気温は大変厳しいものであり、熱中症にかかり死亡するという事例も発生しております。高齢者・障がい者が自宅にエアコン設置の際、補助する自治体も出てきております。本市の今後の対応について伺います。

既にご承知のことと思いますが、東京都知事が8月22日の定例記者会見で、高齢者・障がい者がエアコンを購入する際に8万円分を補助する方針を明らかにしました。助成は30日から始めると述べました。

これは長年の住民運動と我が党の再三の申し入れによる結果です。

都は65歳以上の高齢者・障がい者が省エネ性能の高いエアコンを東京ゼロエミ（温室効果ガス排出ゼロ）ポイント登録店で購入し、自宅に設置する場合、ポイント分8万円相当を値引きするというものです。

熱中症による室内の死亡、容態が悪化するのを防止するためにも、本市でもこのような取組を行うべきではないでしょうか。

東京都の決定の前に2021年度から東京都足立区では気候変動適応対策エアコン購入費補助金制度を実施しております。対象は65歳以上の人だけの世帯、障害者手帳を持つ人だけの世帯、住宅にエアコン設備が一台もないこと、区内の店舗で27年度目標の省エネ基準達成率が85パーセント以上で新品などです。エアコン購入前に、エアコンがないことや故障を確認する訪問調査を受け、訪問日の予約をします。補助額は住民税非課税世帯が上限7万円、住民税課税世帯が上限4万円となり、今回の東京都の制度で拡充されます。

東京都以外でもエアコン購入への補助をしている自治体の詳細な取組を精査して、本市でも進めていくべきではないかと思われませんが、どうでしょうか。東京都は8万円の補助と金額が大きいですが、金額にこだわらず補助を行うという行政の姿勢が大事ではないでしょうか。弱者対策としてエアコン未設置の高齢者宅・障がい者宅数についての調査も行うべきと思いますが、今後の取組について伺いたいと思います。

三つ目は、国民健康保険と医療費・保険税について。

政府の方針で国民健康保険証が発行停止となり、マイナンバーカードへのひも付けや

資格確認書の発行に変わりましたが、国民健康保険についての運用について伺います。

国民健康保険は、皆保険とも言われておりますが、年齢や収入により保険税や医療費の負担額、そして入院・手術など、高額医療費の際には、その支払いの最高限度額も違ってきます。しかし、低所得者の場合には、収入に占める保険料が高くて支払いの困難世帯もあります。

収入が低くとも国民健康保険税は納めなければなりません。以前は、一定期間滞納で短期保険証、そして1年間を超える滞納で資格証の発行でしたが、現在は健康保険証の発行が停止されておりますが、その取扱は保険税滞納者も一律に国民健康保険資格確認書になっているのか伺います。

先日の国会では、以前に確認した国民健康保険税を1年以上未払いでも、本人が医療の必要性があるからと申請した場合には、窓口での10割負担ではなく、3割負担でもいいという確認がされておりますが、その取扱を無視した自治体があり、問題となり、再度担当大臣に確認した結果、従来と変わらずその自治体のやり方を是正するという答弁がありました。

本市では、このことをご承知とは思いますが、どうでしょうか。

また、健康保険税の滞納については、減免制度もあり、分納誓約での対応もあり、状況によっては生活保護という方向もあるので、市民の生活の実態に沿った対応が必要と思われますが、どうでしょうか。本市での対応を伺います。

また、払いたくとも払えない国民健康保険税の方もおりますので、保険税の引下げや子どもが増えるごとに負担が増す均等割部分の減額や、なくしていくことへの考え方についても伺います。

現在、国民健康保険証廃止後の証明書には、一つ目、マイナンバーカード、二つ目、顔認証マイナンバーカード、三つ目、顔写真無しのマイナンバーカード、四つ目、資格情報の確認、これは国保に限り2026年3月末まで、五つ目、資格確認書、六つ目、マイナポータルでのPDF、七つ目、被保険者資格確認書、八つ目、スマートフォン、九つ目、従来の保険証、そして2026年にデジタル庁が導入を目指している次期マイナンバーカードと、国民も担当課職員も対応に苦慮する事態が発生しているかもしれません。特にマイナンバーカードへの健康保険証のひも付けは、有効期限が5年であり、期限切れで10割負担を請求されたとか、マイナンバーカードが読み取れなくて対応に困った、他人の情報が入っていたとか、正規に利用できないケースに対し、本市ではあったのか。

担当課ではどのような相談への対応をとってきたのか伺います。

特にマイナンバーカードの期限切れに対する市民への今後の対応は大丈夫なのか伺います。

以上で壇上からの質問を終わりますが、ご答弁よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤敏雄） 当局より答弁を求めます。佐々木建設部長。

○建設部長（佐々木渉） 8番藤原典男議員の一般質問の一つ目「旧二田地区浄水場の跡地利用」についてお答えいたします。

二田地区にあります旧天王二田浄水場は、令和6年5月に天王児玉浄水場の稼働に伴い、旧天王一向浄水場、旧天王羽立北野浄水場とともに廃止となり、現在、解体や跡地利用について検討している段階であります。

廃止した浄水場3施設は、いずれも老朽化が進んでいるため、特に建物等の解体は早めに行うことが望ましいものの、水道施設という特殊構造物であり、多額の費用を要することが想定されることから、現段階では解体費用の試算はしておりませんが、公営企業の財政状況も考慮しながら検討してまいります。

また、旧天王二田浄水場を議員ご提案の小学校駐車場として整備する場合、上下水道課の公営企業財産から教育財産への所管換えが必要となるものの、地方公共団体内部の手続きであり、法律上の権利義務の移転はないことから、議会の議決を要しないものとされております。

今後は、議員のご提案を含め、廃止施設の解体時期及び跡地利用について庁内で検討してまいります。

○議長（佐藤敏雄） 伊藤福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子） 8番藤原典男議員の一般質問の二つ目「高齢者や障がい者宅にエアコンの購入補助」についてお答えいたします。

近年の異常気象により危険な暑さの日が続くため、特に高齢者は室内でも熱中症にかかりやすい傾向にあり、こまめな水分補給、バランスの良い食事、十分な睡眠、扇風機やエアコンの使用など、熱中症予防対策について広く市民に啓発することが重要であると考えております。

エアコンの設置・購入費助成につきましては、これまで高齢者等やそのご家族からの相談は寄せられておりませんが、エアコンの適切な使用は熱中症の予防対策に有効であるものと考えておりますので、周辺市町村の取組状況等を注視しながら調査・研究して

まいります。

○議長（佐藤敏雄） 菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生司） 8番藤原典男議員の一般質問の三つ目「国民健康保険と医療費・保険税」についてお答えいたします。

ご質問の1点目「国民健康保険被保険者証」についてお答えいたします。

国民健康保険法の一部改正により、被保険者証は廃止となり、マイナ保険証又は資格確認書で医療機関等を受診することになります。また、短期被保険者証の仕組みは廃止され、被保険者資格証明書は、特別療養費の支給対象者である旨を記載したマイナ保険証又は資格確認書となります。

次に、ご質問の2点目「医療機関窓口での一時払い」についてお答えいたします。

国民健康保険税を滞納している特別療養費の支給対象者に対しては、厚生労働省の通知に基づき、被保険者が医療を受ける必要が生じ、かつ、医療機関に対する医療費の一時払いが困難である旨の申し出があり、保険税を納付することができない特別な事情に準ずる状況にあると判断した場合には、緊急的な対応として、通常の負担割合となる療養の給付を行っており、その場合、被保険者の負担割合は、2割又は3割となります。

次に、ご質問の3点目「保険税の滞納」についてお答えいたします。

これまでも悪質な保険税滞納世帯と生活困窮世帯の見極めに努めており、悪質な滞納世帯については滞納処分を執行するとともに、納付相談時などにおいては生活困窮の事実を把握した世帯については、減免制度の活用や分割納付の相談などを行っているほか、多重債務や生活困難の相談があった場合には、福祉部門などへ案内し、個別の事情を考慮した対応に努めております。

次に、ご質問の4点目「保険税の引き下げや均等割の減額等の考え方」についてお答えいたします。

無職の方や高齢者が多い国民健康保険制度では、所得をベースとする応能割のみの保険税の設定だけでは不十分であり、応益割の均等割と平等割の要素を入れることで、被保険者間の公平な保険税負担が実現されております。

なお、応益割の被保険者均等割と世帯別平等割の保険税については、所得が一定額以下の場合は、7割、5割又は2割が軽減され、保険税軽減分は県が4分の3、市が4分の1を負担しております。

次に、ご質問の5点目「マイナンバーカードの健康保険証利用」についてお答えいた

します。

マイナンバーカードの電子証明書の有効期限は、発行日から5回目の誕生日までとなっておりますが、マイナ保険証は有効期限から3か月を過ぎるまで利用することができます。

現時点で、医療機関におけるマイナ保険証の利用に関する相談は受けておりませんが、電子証明書の有効期限切れなどマイナンバーカードに関する相談があった場合には、市民が安心して制度を利用できるよう対応してまいります。

○議長（佐藤敏雄） 8番藤原典男議員、再質問ありますか。8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） まず、旧二田地区浄水場跡地の利用について伺いたいと思います。

私今回、駐車場にしたらというご提案申し上げましたけれども、これは保護者からの要望ですが、この内容、市としてはどのように受け止めているのか、そこら辺、市長から直接お聞きしたいのですけれども、どうでしょう。

○議長（佐藤敏雄） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 藤原議員の再質問にお答えいたします。

旧二田浄水場の跡地利用におきまして、駐車場への利用というお話がありましたけれども、利活用については、現在、具体的なものはございませんので、今後の検討になりますが、その駐車場という話になりますと、保護者の方からというお話がありましたが、一方で、浄水場周りも含めて歩こうゾーンということになっておりまして、保護者等の送り迎えで車が入れないエリアとなっております。そうしたことも考慮しながら、今後、利活用については、解体も含めて検討していかなければいけないものであるとの認識でありますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤敏雄） 8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 答弁の中では、老朽化、解体早めに、多額の費用がかかるとかというふうなことで、また、費用については今後の検討課題だというふうなこと、時期も含めて、そういうふうに言われましたけれども、駐車場にするにしましなくても、土地を業者に売るにしても、いずれ使わなくなったものについては、地下部分についても全部解体するのかなのか、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（佐藤敏雄） 佐々木建設部長。

○建設部長（佐々木渉） ただいまのご質問にお答えいたします。

地下部分については、解体できるかできないか、設計する段階で深さ等、隣との隣接

地の状況にもよりますけども、そこら辺を検討して、なるべく地下部分についても全てを解体するようにしていきたいとは考えております。この後、公有地として使うのか、又はそのまま一般の方に売り払うのかということも、今後わからないことですので、なるべく更地にしておきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐藤敏雄） 8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 来年度の予算編成に向けて、どういうふうにするのかということをして是非検討していただきたいと思います。市民は駐車場として、天王小学校の駐車場が小さいから、駐車場をもっと広くということのご意見がありましたので、それも含めて是非来年度予算に向けてやれるように頑張りたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（佐藤敏雄） 佐々木建設部長。

○建設部長（佐々木渉） 先ほどからお話しているとおり、来年度の予算については、解体する施設に関しても3か所ございます。また、追分地区のほうの管路の入れ替え工事等もありますので、この後、予算編成に入る段階で、その予算等を考慮しながら検討していきたいと思います。

○議長（佐藤敏雄） 8番藤原典男議員、よろしいですか。8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 次に、高齢者や障がい者宅にエアコン購入の補助について伺いたいと思います。

答弁の中では、エアコンについては相談はないが、つける分には熱中症対策としては有効だということの答弁がありまして、近隣市町村の取組を調査しながら検討するという答弁でございましたけれども、もし国からとか県からのいろいろな財政的な援助があれば、こういうことを実施したいということになるのか、そこら辺はどうなんですか、市としては。

○議長（佐藤敏雄） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 藤原議員の再質問にお答えいたします。

経済対策等、実施時期によることもあろうかと思います。冬場等、季節の状況にもよりますので、その場面、場面において事業というものは適宜適切に実施されるものだと思っておりますので、財源ありきというよりも、やはり施策・事業の効果、こういったものを見合わせながら事業実施については、今後、調査・研究してまいりたいと思っております。

おります。

○議長（佐藤敏雄） 8 番藤原典男議員。

○8 番（藤原典男） 1 回目の質問の中で、ちょっと答えてなかったところもありますけれども、エアコンの設置している住宅がどの程度あるのかどうなのか、調査も必要ではないのかということも私聞いておりますけれども、各町内会では保健部というのがありまして、それを通してやれば熱中症予防のための調査だよということで、エアコンあるのかないのかということ調査したいんですけれども町内会にお話すればやってくれると思うんですけれども、その調査についてどうですか。

○議長（佐藤敏雄） 伊藤福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子） ただいまのご質問にお答えいたします。

現状では調査は行っておりませんが、今後、調査も含め、検討・研究していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤敏雄） 8 番藤原典男議員。

○8 番（藤原典男） 各町内会の保健部を通せば、大体潟上市でエアコン設置していない世帯がどのくらいあるかというのは、すぐわかると思うんですよ。ですから、これは是非進めて、今後、エアコン設置への補助をするかしないかの判断材料にもなりますから、是非やっていただきたいと思います。

それから、次に、三つ目、国民健康保険と医療費・保険税についてですけれども、1 年間滞納すれば、今までであれば病院に行けば10割負担、ただし、医者に行く必要があるんだよという申請をすれば、さっき答弁ありましたけれども、国会答弁、これは2009年に小池晃さんが質問しているんですけれども、医療の必要が生じた場合の扱いについてということで、世帯に特別な事情がある場合には、保険証を取り上げないことにすると。2009年1月の質問趣意書に対する答弁でありましたけれども、それは本市でもそのようにやっているということで、まずそれは私、評価いたします。

それで、減免申請、それから生活保護の関係、それから、分納誓約についても私質問した内容のとおり、やはり市のほうでは取り組んでいるということを確認しましたので、それはそれで私、いいなと思います。

ただし、均等割部分についてお聞きしましたけれども、7割、5割、2割の収入に応じた減額のものがありますけれども、子どもさんが増えれば、収入が増えなくても、2

人、3人、4人と増えれば均等割のところが掛ける何人ということで増えていくわけですよ。全国的には均等割のところを廃止して、収入が同じでも均等割があるということで、そこを廃止しているところもありますし、国会の中では確か2分の1に子どもさんのところになったようなんですけれども、子どもさんが何人いても、均等割のところは1人ということにしてやれば負担が増えないと思うんですが、そこら辺の取組というのは是非やってもらいたいと思うのですが、どうでしょう。

○議長（佐藤敏雄） 暫時休憩します。

午前11時39分 休憩

.....

午前11時40分 再開

○議長（佐藤敏雄） 会議を再開します。

菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生司） ただいまのご質問についてお答えいたします。

国民健康保険制度では、軽減の対象区分がありまして、いずれ家族が増えた場合、軽減の措置、軽減額が上がることになります。例えば5割軽減であれば30万5,000円掛ける国保加入者数になりますので、子どもが増えた場合は、その分が30万5,000円ずつ増えることになりますし、2割軽減の場合は56万円ですので、1人増えることに56万円軽減措置の対象額が増えることになります。そこによって均等割、世帯割、平等割について軽減措置が適用されることになります。

なお、本市全体の取組として医療費の軽減など、無償化などを行っておりますので、全体として子どもに係る経費については、市全体の取組として実際行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤敏雄） 8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 私、均等割のところ言いましたけれども、そこだけでなくね、高いやはり国民健康保険税を払いたくとも払えないという世帯があるんですよ。それで、所得が300万円の世帯で健康保険が年間40万円ですものね。私は高いと思いますよ。

それで全国知事会、市長会、全国市長会でも、加入者の所得が低い国保がほかの医療保険より保険料が高く、負担が限界になっていることを国保の構造問題だとして、これを解決するには国からの国庫負担を増やして、国保税を抜本的に引き下げ、協会けんぽ

並みにすることを要望しているんですよ。ですから、そういうことを考慮しながら、是非国にも働きかけるし、それから、市全体としても国保料、これ以上何とか下げることができないのかということのを是非検討していただきたいと思うんですが、どうでしょう。

○議長（佐藤敏雄） 菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生司） ただいまのご質問についてお答えいたします。

国に対しての要望であります。全国の市町村長はじめ国保関係者が一堂に介する国保制度改善強化全国大会を毎年開催し、国のほうに強く要望をしているところでございます。その要望内容の一つとして、一番最初に医療保険制度の一本化の早期実現を長年掲げているところであります。引き続き、医療保険制度の一本化の早期実現に向けて要望してまいります。

以上でございます。

○議長（佐藤敏雄） 8 番藤原典男議員。

○8 番（藤原典男） 今、国保の一本化という話をしましたけれども、必要なのは、やはり国保に対する国の負担を多くすることなんですよ。そういうことも強く求めていただきたいと思います。

次に、マイナンバーカードについてですが、マイナンバーカードは10年が有効期間なんですけれども、ただし、健康保険とひも付けすると5年が期限になっています。それで、期限が切れていることを知らないで医療の窓口で10割負担だよと言われるケースが全国多々いろいろあるんですよ。それからまた、マイナンバーカード、いろいろ顔認識しているのもあれば、写真ついてるのもあれば、ないのもあれば、いろいろ、PDFということもあるんですが、医療機関でトラブルに遭った際に、これ読み取れないから駄目だよということの際に、本当、本人が困ると思うんですよ。ですから、そういう対処方法について、市職員も含めてそこら辺はいろんな今、七つ、八つ、九つと保険証に関すること挙げましたけれども、そこら辺はあれですか、職員の中で対応方法とかはあれですか、勉強会とかいろいろやっていると思うんですけども、大変難しいような内容になっていますが、どうでしょうか。

○議長（佐藤敏雄） 菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生司） ただいまのご質問についてお答えいたします。

マイナ保険証もそうですが、健康保険証の有効期限切れも既に始まっております。これに対して厚生労働省では、暫定的に来年3月末まで認める方針で、不安解消に努めて

いるところでございます。

国のほうから令和7年6月に健康保険証の有効期限切れに伴う暫定的な取扱が医療機関等に表示されているところでございます。その場合、安易に10割の負担を求めるのではなく、保険給付を受ける資格を確認した上で適切に受診が行われるよう、被保険者番号等によりオンライン資格確認システムに資格情報を照会するなどした上で、患者に対して3割負担等の一定の負担割合を求めるということを保険医療機関等のほうに要望しているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤敏雄） 8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 医療機関に対する周知、あるということのようですが、せっかくマイナンバーカード持っても、この医療の関係の期限切れのところということについては、もっと市民への周知が私は必要じゃないかなと思うんですが、それは今後どういうふうに取り組んでいきますか。

○議長（佐藤敏雄） 菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生司） ただいまのご質問についてお答えいたします。

マイナンバーカードの有効期限切れ及び電子証明の有効期限切れについては、J－L I Sのほうから期限が切れる2、3か月前に所有者のほうに通知することになっております。所有者におかれましては、通知が来次第、なるべく早めの対応をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤敏雄） 8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 形はどうであれ、医療機関に安心してかけられるような制度、それから取組、是非市のほうでも頑張っていたきたいということで、これで私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（佐藤敏雄） これをもちまして8番藤原典男議員の一般質問を終わります。

これで一般質問は全て終了しました。

お諮りします。委員会審査等のため、9月12日から25日までの14日間、本会議を休会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄） 異議なしと認め、9月12日から25日までの14日間、本会議を休会

することに決定しました。

本日の日程はこれで全て終了しました。よって本日はこれで散会します。

なお、9月26日金曜日、午後1時30分より本会議を再開しますので、ご参集願います。

また、9月12日金曜日、午前10時より、予算決算特別委員会を開催しますので、ご参集願います。

どうもご苦労さまでした。

午前11時49分 散会

